

人権侵犯事件の概要

1 人権侵犯事件

(1) 人権侵犯事件の推移

平成18年において、全国の法務局及び地方法務局で取り扱った人権侵犯事件（人権が侵害された疑いのある事件をいう。）の総数は22,031件（うち新規救済手続開始（以下「新規開始」という。）件数は21,328件）で、処理件数は21,228件である。

平成13年以降における人権侵犯事件の推移は、第1表のとおりである。

平成14年以降取扱総数、新規開始件数及び処理件数ともに増加傾向にあったが、平成18年はいずれも対前年比で減少となった。しかし、これを平成13年を100とした指数で見ると、取扱総数、新規開始件数及び処理件数は、それぞれ122.5ポイント、120.0ポイント及び119.4ポイントといずれも20ポイント程度の上昇となっている。

第1表 人権侵犯事件の推移

年次	取扱総数	(うち) 新規開始	処 理	未 済	指 数 (平成13年=100)			
					取扱総数	(うち) 新規開始	処 理	未 済
平成13年	17,979	17,780	17,782	197	100.0	100.0	100.0	100.0
14	18,517	18,323	18,266	251	103.0	103.1	102.7	127.4
15	19,037	18,786	18,643	394	105.9	105.7	104.8	200.0
16	23,271	22,877	22,379	892	129.4	128.7	125.9	452.8
17	24,693	23,806	23,994	699	137.3	133.9	134.9	354.8
18	22,031	21,328	21,228	803	122.5	120.0	119.4	407.6
	[対 前 年 比 (%)]							
平成18年	- 10.8	- 10.4	- 11.5	14.9				

(2) 人権侵犯事件の新規開始内訳による構成比

平成16年以降の新規開始内訳による構成比は、第2表のとおりである。

平成18年の構成比を見ると、申告が97.7%とその大部分を占めている点は従前と変わらないが、申告の内訳においては、職員受と委員受の構成比が逆転し、委員受が50.1%、職員受が47.6%となっている。

第2表 人権侵犯事件の新規救済手続開始内訳による構成比

年次	総数	申告 (職員受)	申告 (委員受)	人権擁護委員 の通報	関係官公署 の通報	情報	移送	
		[構成比]						
平成16年	100.0	49.7	47.3	0.2	0.6	2.2	0.0	
17	100.0	51.6	46.3	0.2	0.5	1.4	0.0	
18	100.0	47.6	50.1	0.3	0.4	1.5	0.1	

(注) 平成16年の構成比については、平成16年4月から12月までの新規開始件数により集計した。

(3) 新規開始事件の種類別指数の推移

平成13年以降における新規開始事件の種類別指数の推移は、第3表のとおりである。

平成18年における新規開始事件のうち私人等の侵犯事件は、前年に比べ12.0%減少したものの、その件数は19,039件と全体の89.3%を占めており、中でも暴行・虐待、強制・強要の構成比は、それぞれ24.3%、24.9%であり、この2つで全体の半数近くを占めている。

なお、平成18年は前年に比して若干減少した私人等の侵犯事件も平成13年を100とした指数で見ると115.2ポイントとなっており、また、公務員等の侵犯事件は毎年増加を続け、平成18年は182.0ポイントとなっている。

第3表 人権侵犯事件の新規開始の種類別指数の推移

種類	指数 (平成13年 = 100)						件数	対前年比 (%) 平成18年	構成比 平成18年
	平成13年	14	15	16	17	18			
総数	100.0	103.1	105.7	128.7	133.9	120.0	21,328	-10.4	100.0
私人等の侵犯	100.0	102.4	103.1	125.9	130.9	115.2	19,039	-12.0	89.3
暴行・虐待	100.0	97.6	95.7	96.5	94.7	97.3	5,181	2.8	24.3
プライバシー	100.0	99.2	99.8	117.8	116.5	115.0	1,460	-1.4	6.9
労働権	100.0	83.8	88.2	98.0	99.5	91.9	957	-7.6	4.5
住居・生活の安全	100.0	105.0	97.7	133.8	140.5	123.2	4,202	-12.3	19.7
強制・強要	100.0	109.7	117.2	155.9	180.8	134.5	5,314	-25.6	24.9
その他	100.0	110.3	117.1	159.5	140.3	126.2	1,925	-10.0	9.0
公務員等の侵犯	100.0	111.2	139.9	164.5	173.1	182.0	2,289	5.1	10.7
警察官	100.0	111.5	149.0	208.7	212.5	162.5	169	-23.5	0.8
教職員	100.0	109.9	129.1	134.3	137.2	131.5	664	-4.2	3.1
その他	100.0	112.2	146.8	181.0	194.6	224.3	1,456	15.3	6.8

(4) 人権侵犯事件の処理状況

平成18年における人権侵犯事件の処理件数は21,228件で、前年に比べ11.5%減少している。

平成13年以降（平成16年については4月から12月まで）における人権侵犯事件の処理区分別構成比は、第4表のとおりである。

構成比については、従前とほとんど変化がなく、援助が全体の92.0%と相変わらず高い比率を占めている。また、処理率は96.4%と前年に比して若干低下した。

第4表 人権侵犯事件の処理区分別構成比の推移

処 理 区 分	構 成 比			処 理 区 分	構 成 比		
	H13	14	15		16	17	18
総 数	100.0	100.0	100.0	総 数	100.0	100.0	100.0
告 発	-	-	0.0	援 助	92.0	91.3	92.0
勧 告	0.0	0.0	0.0	調 整	0.8	0.6	0.5
通 告	-	-	-	要 請	0.8	0.7	0.6
説 示	1.6	1.4	1.5	説 示	0.4	0.7	0.7
援 助	95.1	95.4	94.8	勧 告	0.0	0.0	0.0
排 除 措 置	1.0	1.0	0.8	告 発	0.0	0.0	0.0
処 置 猶 予	0.3	0.4	0.4	措 置 猶 予	0.6	0.7	0.5
非 該 当	1.1	1.0	1.3	侵 犯 事 実 不 存 在	2.2	2.6	2.7
侵 犯 事 実 不 明 確	0.8	0.7	1.0	侵 犯 事 実 不 明 確	1.6	1.5	1.1
中 止	0.0	0.0	0.0	打 切 り	0.9	0.8	0.8
打 切 り	0.1	0.1	0.1	中 止	0.1	0.1	0.1
そ の 他	0.0	0.0	0.1	移 送	0.1	0.0	0.1
				啓 発	0.5	1.0	0.9
				処 理 率 (%)	96.2	97.2	96.4

(注) 1 平成18年4月1日から人権侵犯事件調査規程（大臣訓令）が改正され、処理区分が変更された。そのため、平成16年における処理区分別構成比及び処理率については、平成16年4月から同年12月までの受理及び処理件数を集計した。

2 第1表「種別 人権侵犯事件の受理及び処理件数」中の「援助」から「啓発」までの各区分をすべて合算した数値（総数：21,436件）を基に算出したものである。

$$3 \text{ 処理率} = \frac{\text{処理件数}}{\text{取扱総数}} \times 100$$

2 人権相談

(1) 人権相談の受理状況

平成18年において、全国の法務局及び地方法務局並びに人権擁護委員が取り扱った人権相談（人権問題に関して国民の相談に応じ、その過程で必要な措置を採ることにより、国民に保障されている基本的人権を擁護し、併せて自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とする活動をいう。）事件は、276,546件である。

人権相談の種類別受理件数及び取扱別件数は、それぞれ第5表及び第6表のとおりである。

人権相談の種類別構成比を見ると、私人等に関するものが全体の94.7%を占め、その内訳は、住居・生活の安全が28.6%、強制・強要が11.2%、暴行・虐待が4.9%などとなっている。

次に、人権相談の取扱者別では、人権擁護委員が164,854件で全体の59.6%、職員が111,692件で同じく40.4%となっている。また、人権相談を実施した場所別に見ると、常設相談所が190,451件で全体の68.8%、特設相談所が72,117件で同じく26.1%となっており、人権擁護委員が自宅で取り扱った相談件数も13,978件（5.1%）あった。

第5表 人権相談の種類別受理件数

種 類	件 数（構成比）
総 数	276,546（100.0）
私 人 等 に 関 す る も の	261,949（94.7）
暴 行 ・ 虐 待	13,471（4.9）
差 別 待 遇	6,355（2.3）
プ ラ イ バ シ ー	9,293（3.4）
労 働 権	7,158（2.6）
住 居 ・ 生 活 の 安 全	79,243（28.6）
強 制 ・ 強 要	30,986（11.2）
そ の 他	115,443（41.7）
公 務 員 等 の 職 務 執 行 に 関 す る も の	14,597（5.3）
警 察 官	2,105（0.8）
教 職 員	4,047（1.5）
そ の 他	8,445（3.0）

第6表 人権相談の取扱別件数

取 扱	件 数（構成比）
総 数	276,546（100.0）
常 設 相 談 所	190,451（68.8）
職 員 取 扱	104,881（37.9）
委 員 取 扱	85,570（30.9）
特 設 相 談 所	72,117（26.1）
職 員 取 扱	6,811（2.5）
委 員 取 扱	65,306（23.6）
人 権 擁 護 委 員 自 宅	13,978（5.1）

(2) 人権相談の処理状況

平成13年以降における人権相談事件の処理区分別構成比の推移は、第7表のとおりである。

平成18年における人権相談を処理区分別に見ると、その処理状況は、助言が総件数の86.2%を占め、次いで、切替え（人権相談のうち、人権侵犯に該当する疑いがあるときは、人権侵犯事件に切り替えて調査を開始することをいう。）が7.4%などとなっている。

処理区分別構成比の推移を見ると、ここ数年大きな変化は見られない。

第7表 人権相談の処理区分別構成比の推移

処 理 区 分	構 成 比					
	平成13年	14	15	16	17	18
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
助 言	92.7	91.1	88.8	88.3	86.8	86.2
切 替 え	4.5	4.6	4.9	6.3	7.5	7.4
通 報	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
紹 介	0.4	0.4	0.4	0.3	0.2	0.2
そ の 他	2.4	3.9	5.9	5.1	5.5	6.2